

長野市戸籍システムのシステム標準化対応に係る  
情報提供依頼書（R F I）及び概算見積依頼（R F Q）について

本市では令和7年度に戸籍システムの標準化対応に伴う更改を予定しています。  
ご多用の折、誠に恐縮ですが、以下に示した内容について、情報提供をお願いいたします。

1 情報提供依頼の目的

本市においては、平成14年より現行の戸籍システムが稼働しております。国が示す標準仕様書への対応に伴い、システムの更改が必要となることから、導入に係る情報収集のための情報提供依頼を行うものです。

ご提供いただきました情報は、システムの計画や仕様書の検討をする際の参考情報として活用させていただきます。

2 実施期間

令和6年3月8日（金）から3月27日（水）

3 システムの概要

(1) 戸籍システム

戸籍の届出から入力、審査、決済までの最終的な記載まで及び戸籍の管理や発行等を行うシステム（埋火葬許可、人口動態調査、民刑業務を含む）

(2) 戸籍附票システム

戸籍附票の管理や発行等の業務を行うシステム

4 基本方針

(1) 情報提供するシステムは「戸籍情報システム標準仕様書【第2.0版】」「戸籍附票システム標準化仕様書【第2.1版】」「火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】」「人口動態調査事務システム標準仕様書【第1.0版】」を満たし、かつ標準仕様書の改定に対応できるシステムとすること。

(2) 将来的な制度改正等に速やかに対応できるシステムを提供すること。

(3) 本市の他システムとの連携がスムーズに行えるようその他基幹系システムとの連携を可能とすること。連携先システムについて、標準化対応業務、非標準化対応業務問わず引き続き連携ができるよう対応が必要だが、連携方法の構築について方針を提供すること。

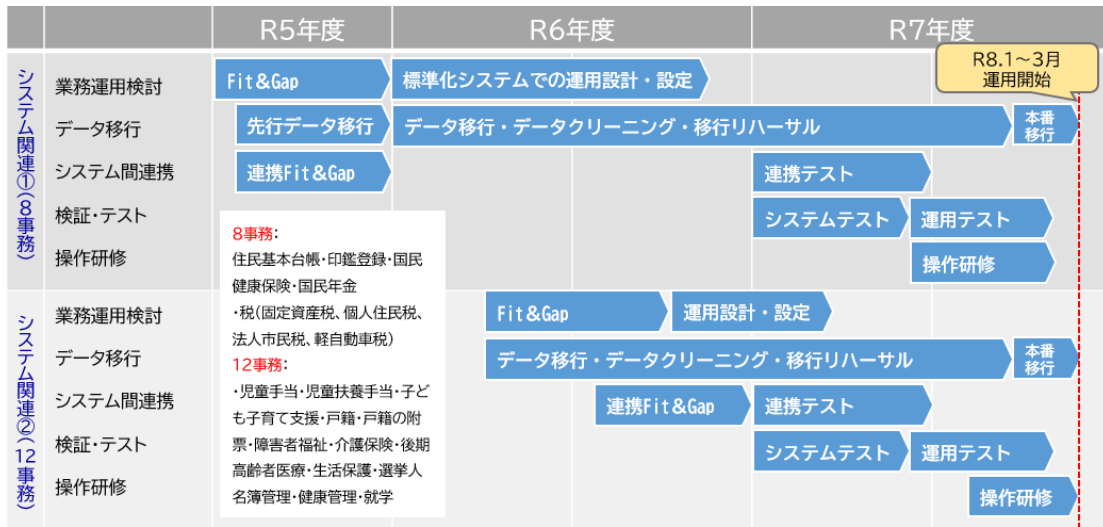
(4) ガバメントクラウドもしくはそれに準ずる環境への移行については、令和6年度に環境構築（リフト）、令和7年度に標準化対応（シフト）する移行方式とすること。

## 5 基本情報

### (1) システム標準化の全体スケジュール（暫定）

現地点で本市のシステム標準化対応は令和8年1月開始を想定しています。本市のシステム標準化の全体スケジュールは以下の図のとおりです。なお、本スケジュールはあくまで暫定版であり、今後の検討状況によって変更する可能性があることをご留意ください。

システム標準化 移行スケジュール想定



### (2) システムで扱う業務データについて

システムで扱う業務データは以下の通りです。

表1 システムで扱う業務データ

項目	件数
本籍数 (R5. 3. 31 現在)	155, 075
本籍人口数 (R5. 3. 31 現在)	376, 212 人
届出事件数 (R4 年度)	15, 470+件
証明発行数 (R4 年度 戸籍全部・個人事項 他)	95, 846 件
証明発行数 (R4 年度 戸籍附票)	9, 297 件
火葬許可証発行件数 (≒平日日中死亡届出数)	約 4, 000 件 (概数)

### (3) 現行システム環境

#### ア 現在利用しているシステム

対象システム	システム名 (構築事業者)
戸籍システム (埋火葬許可、人口動態調査、民刑システムを含む)	戸籍総合システム・ブックレス (富士フィルムシステムサービス株)

戸籍附票システム	戸籍総合システム・ブックレス（富士フィルムシステムサービス(株)）
----------	-----------------------------------

イ 現行システムのサーバ運用形態

オンプレミス

ウ 利用ユーザ数

70 人

エ 利用端末数

36 台

オ 拠点数

1（本庁）

カ 窓口の運用時間（戸籍システムの運用時間）

場所	曜日	開始時間	終了時間
本庁舎市民窓口課	平日	8:30	17:15
	日曜開庁日 (月 1 回程度)	8:30	17:15

上記窓口運用時間終了後についても、各種業務で利用するため、システムのオンライン機能は午前 7 時から午後 10 時まで利用している。

また、土日・祝日は各種業務の必要に応じてシステムのオンライン機能を利用している。

(4) 連携について

連携している主なシステムは以下の通りです。

ア 住民記録システム

イ 住基ネットシステム

ウ コンビニ交付システム

エ 戸籍事務内連携システム

(5) 文字情報

現行システムの文字情報は以下の通りです。

文字コード：戸籍独自文字コード（X E K）

フォント：独自明朝

外字登録数：0 字

6 調達対象範囲

(1) 戸籍システム、戸籍附票システムの標準仕様準拠システムへの移行

(2) 現行システムから新システムへのデータ移行

(データ抽出は現行事業者へ随意契約での委託を予定しています。)

(3) 他業務システムとの連携

他業務システムに合わせた連携体系とすることが必要だが、その全体を含めて調達範囲とする。

7 データ移行作業

戸籍システム、戸籍附票システムで保有する情報を移行する。移行回数は検証を含めておおむね3回程度を想定しているが、必要と思われる回数で見積もること。

(1) 移行対象データの範囲

ア 戸籍・除籍データ、戸籍・除籍イメージデータ

イ 戸籍附票・除籍附票データ、戸籍附票・除籍附票イメージデータ

ウ 届書等情報 (イメージデータを含む)

エ 民刑データ

オ 統計データ

カ 操作ログデータ

この他必要と思われるデータについても移行対象に含めること。

(2) 文字

データ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】に従うこと。

8 依頼事項

以下の事項について情報提供をお願いします。(別紙1、2)

依頼事項	必須回答・任意回答区分
提案事業者に関する情報 (事業者概要、実績等)	必須
サポート体制・障害対応・運用保守に関する情報	必須
標準化対象システムの構築および5年間のシステム利用に係る経費 ※別紙2をご使用ください。 ① 新システム構築に必要な全てのハードウェア・ソフトウェア費用 ② 新システム構築費用 (設計・構築・テスト・操作研修等) ③ データ移行に要する費用 (新システム側でのデータ取込に係る費用) ④ その他、新システム移行に係る費用等	必須
ガバメントクラウドもしくはそれに準ずる環境への構築までのスケジュール案	必須
想定されるクラウド移行後のネットワーク図やサーバ構成図	必須

ガバメントクラウド以外の環境へ移行する場合、非機能要件についての充足度に関する情報	必須
標準仕様書記載の「標準オプション機能」についての実装見込み ※フォーマットは任意	必須
標準化対象外業務への対応可否 ※現在利用している戸籍システムでは、標準化対象外業務の民刑業務についても対応しています。標準化対応後も当該業務について対応が必要と考えられますので、当該業務へのシステムの対応可否をご教示ください。	必須
他業務への連携対応の方針に関する情報 ① 標準化対応済業務システムとの連携 ② 標準化対象業務であっても対応前のシステムに対する連携 ③ 非標準化対象業務システムの連携	必須
共通機能要件に記載の以下の対応方針 ① 行政事務標準文字の対応方針 ② EUC 機能	必須
標準化システムの画面イメージ・帳票イメージに関する情報	必須
ユーザ情報管理の認証方法の想定について	必須
利用端末設定や帳票出力先設定など共通管理に関する情報	必須
デモンストレーションの実施可否及び時期について	必須
その他（パンフレット等）	任意

## 10 見積作成にあたっての留意事項

### (1) 作業費用見積について

「一式〇〇万円」という見積ではなく、作業ごとに見積費用を記載してください。  
作業は可能な限り分割し具体的に作業内容がイメージできるよう記載してください。

### (2) ハードウェア・ソフトウェア費用見積について

「システム一式〇〇万円」という見積ではなく、提案する人員・製品の数量と単価がわかるよう記載してください。

全体金額に対する出精値引きはしない（端数調整は除く）こととし、個々の製品の値引き後金額が判るように記載してください。

保守費用が発生する場合、個々の製品の年間保守費用が年度毎に分かるように記載してください。

### (3) 消費税について

税込金額で作成することとし、消費税及び地方消費税の税率は 10%としてください。

## 11 提出方法等

(1) 問い合わせ先・提出先

長野市総務部情報システム課（長野市役所第一庁舎 6 階）

住所：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電話：026-224-8805（直通）

電子メール：jouhou@city.nagano.lg.jp

担当：宮崎、山本

(2) 提出資料の書式

電子データにて作成をお願いします。（ファイルの形式：Microsoft Office）

回答については、添付の様式を使用してください。

(3) 提出方法・提出期限

提供資料は、上記「11(1) 問い合わせ先・提出先」へ回答書原本及び提出資料を印刷したもの二式並びにデータ（CD）を、郵送又は持参により令和6年3月27日（水）午後5時までに提出をお願いします。

(4) 質疑応答

情報提供依頼への質問につきましては、令和6年3月19日（火）午後5時までに電子メールにて担当者へお送りください。電話での質問はお受けできません。上記までに寄せられた質問に対する回答については、電子メールにて送付します。

12 提供情報の取り扱い等

- (1) 本情報提供依頼に対して情報提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。また提供がなかった事業者について不利益に扱うこともありません。
- (2) ご提供いただいた情報については、当該目的のために本市組織内で利用させていただきますが、御社に断りなく組織外への配布はいたしません。
- (3) ご提供いただいた情報・資料につきましては返却いたしません。
- (4) ご提供いただいた情報に関して、後日問い合わせまたは再提出依頼を行う場合があります。